

# 山梨県公報

号外第十八号

平成十五年

三月二十七日

木 曜 日

## 規 則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則	一四
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	一四
山梨県青果物規格条例施行規則を廃止する規則	一五

## 規 則

山梨県消費生活協同組合法施行細則	一
山梨県遊漁船業者登録簿閲覧規則	二
山梨県消費生活の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二
山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	二
山梨県立女子短期大学学則の一部を改正する規則	六
山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	六
山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	六
山梨県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	七
山梨県と畜場法施行細則の一部を改正する規則	八
山梨県理容師法施行細則の一部を改正する規則	八
山梨県美容師法施行細則の一部を改正する規則	八
山梨県旅館業法施行細則の一部を改正する規則	九
山梨県鳥獣保護員設置規則の一部を改正する規則	九
山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	九
山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則	〇
山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	〇
山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	〇
山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則	一
山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則	一
山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	一
山梨県都市計画法施行細則の一部を改正する規則	一
土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則	四

### 山梨県規則第三号

山梨県消費生活協同組合法施行細則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県消費生活協同組合法施行細則

山梨県消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年山梨県規則第四十七号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第一条** この規則は、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号。以下「法」という。)、消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)及び消費生活協同組合財務処理規則(昭和二十九年厚生省令第四十八号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(総会に関する届出)

**第二条** 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「組合」と総称する。)は、総会又は総代会が終了したときは、二週間以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の場合において、組合は、議事録のほか、法第四十三条第一項第四号、第五号又は第八号に掲げる事項を議決したときはその関係書類を添付しなければならない。(その他の届出)

**第三条** 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第二号に該当する場合にあつては登記簿謄本を、第三号又は第五号に該当する場合にあつてはその理由を記載した書面を添付しなければならない。

- 一 監事を変更したとき。
- 二 設立、解散、理事の変更その他の事項の登記が完了したとき。
- 三 破産の宣告を受けたとき。
- 四 常勤の役員を選任したとき。

五 事業を休止したとき。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四号

山梨県遊漁船業者登録簿閲覧規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県遊漁船業者登録簿閲覧規則

(趣旨)

第一条 この規則は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）

第八条の規定に基づき、遊漁船業者登録簿（以下、「登録簿」といふ。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧)

第二条 登録簿を閲覧する場所（以下、「閲覧所」といふ。）は、山梨県農政部長農産課

内とする。

2 登録簿の閲覧時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

3 閲覧所の定期休日は、次に掲げるとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

4 前二項の規定にかかわらず、知事は、登録簿の整理その他の事由により必要がある

と認めるときは、閲覧時間を短縮し、又は臨時に休日を設けることができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

5 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある遊漁船業者登録簿閲覧名簿に氏名、住所その他必要な事項を記入しなければならない。

6 登録簿は、閲覧所以外の場所で閲覧することができない。

7 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

一 この規則又は閲覧所職員の指示に従わない者

二 登録簿を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者

三 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第五号

山梨県消費生活の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

る。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県消費生活の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県消費生活の保護に関する条例施行規則（昭和五十年山梨県規則第四十二号）の

一部を次のように改正する。

第十五条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第十六条中「次の各号に掲げる」を「県内に住所を有する者が提起する」に改め、同

条各号を削る。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第六号

山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

山梨県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年山梨県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第十号及び第十一号」を「第七号及び第八号」に改める。

第五条に次の一項を加える。

2 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における第二条第三項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは「届出の日」とする。

第六条第二項中「及び」を「、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに」に改める。

第八条第一項中「により提出する書類には、それぞれ副本一通を添える」を「による書類の提出は、同項に掲げる書類を添付した第五号の二様式による提出書を知事に提出して」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

区分	書類	提出すべき時期
一 設立又は合併の認証を	当該設立又は合併の認証に	法第十三条第一項の規定

<p>受けた場合</p>	<p>係る法第十条第一項第一号の書類、法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。この号の下欄において同じ。）の登記に関する書類の写し及び法第十四条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条第一項の設立の時の財産目録又は法第三十五条第一項の合併の時の財産目録</p>	<p>による届出書の提出時に併せて提出</p>
<p>二 定款の変更の認証を受けた場合</p>	<p>当該変更の認証に係る変更後の定款</p>	<p>定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく提出</p>
<p>三 毎事業年度一回、事業報告書等を作成した場合</p>	<p>法第二十九条第一項に規定する書類の写し</p>	<p>法第二十九条第一項の規定による事業報告書等の提出時に併せて提出</p>

第八条に次の一項を加える。

3 前項の表第二号の上欄に掲げる場合における同号中欄に掲げる書類の提出は、当該書類を添付した第五号の三様式による提出書を知事に提出してするものとする。  
第五号様式の次に次の二様式を加える。

第5号の2様式（第8条第1項関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

印

事業報告書等提出書

次に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条第1項の規定により、提出します。

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の財産目録
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の収支計算書
- 5 前事業年度の役員名簿
- 6 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 記載事項に変更があつた定款
- 8 定款の変更に係る認証に関する書類の写し
- 9 定款の変更に係る登記に関する書類の写し

注 7、8、9については、前事業年度においてそれぞれ該当する事例があつた場合に限る。

第5号の3様式（第8条第3項関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

変更後の定款提出書

定款の変更の認証を受けたので、山梨県特定非営利活動促進法施行細則第8条第2項の規定により、当該認証に係る変更後の定款を提出します。

**附 則**  
この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

**山梨県規則第七号**

山梨県立女子短期大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦  
山梨県立女子短期大学学則の一部を改正する規則

山梨県立女子短期大学学則（昭和四十一年山梨県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中、「日本文学講義」を、「日本近代文学講義」に、「日本語の表現（文章表現を含む）」を、「言語学」に、「日本語の表現（コミュニケーション法）」を、「日本語の方言」に、「日本語教授法」を、「日本語教育概論」に、「日本語教授法」を、「日本語教育方法論」に、「社会情報論」を、「社会情報論」に、「社会情報論」を、「国際経済論」に、「国際経済論」に改める。

「社会情報論」	2	2
「国際経済論」	4	4

別表第二号イの表中、「日本語学講義」を、「日本語文献講義」に、「日本文学講義」を、「日本古典文学講義」に、「日本文学講義」を、「日本近代文学講義」に、「日本語教授法」を、「日本語教育概論」に、「日本語教授法」を、「日本語教育方法論」に改める。

「調理学」	2	2
「食品学・調理学実験」	2	2
「食品学実験」	2	2

1	2	1
1	2	1

**附 則**

(施行期日)  
1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県立女子短期大学学則（次項において「学則」という。）別表の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者（転入学をする者を除く。）から

適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。  
3 この規則の施行の日以後において転入学をする者に係る授業科目及び単位数は、学則別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る授業科目及び単位数と同一とする。

**山梨県規則第八号**

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦  
山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

別表第一号の表二十六の項を次のように改める。  
山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成五年山梨県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

二十六 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第二十二項の介護保険施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第二条第一項第二号の生活相談員及び同項第六号の介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第二条第一項第四号の支援相談員及び同項第七号の介護支援専門員並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第二条第一項第五号の介護支援専門員
--	--

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第九号**

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。



平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年山梨県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条第一項（令第二十九条）」を「第九条第一項（令第三十八条）」に改める。

第三条第一項中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第二項中「第十九条の二第一項」を「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項」に、「に規定する」を「の規定による」に、「次の各号」を「次に」に改める。

第四条中「第十一条又は法第十九条の二第三項に規定する」を「第十四条（法第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による」に改める。

第八条第一項中「第六条、第二十七条」を「第七条、第三十六条」に改める。

第九条の二中「第七条第五項（令第二十八条第二項）」を「第八条第五項（令第三十七条第二項）」に改める。

第十一条中「第十条（令第二十九条）」を「第十一条（令第二十八条）」に改める。

第十二条第一項中「第十一条（令第二十九条）」を「第十二条（令第三十八条）」に改め、同条第三項中「第十一条、第十二条（令第二十九条）」を「第十二条、第十三条（令第三十八条）」に改める。

第十三条中「第十五条（令第二十九条）」を「第十六条（令第三十八条）」に改める。

第十四条中「第十八条第一項（令第二十九条）」を「第十九条第一項（令第三十八条）」に改める。

第十五条中「第十二条又は法第十九条の二第四項」を「第十五条第一項（法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十八条の見出し中「母子家庭居宅介護等事業等」を「母子家庭等日常生活支援事業等」に改め、同条中「第十五条又は第十九条の三第三項」を「第二十条又は第三十二条第三項」に、「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業開始届」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業開始届」に改める。

第十九条の見出し中「母子家庭居宅介護等事業等」を「母子家庭等日常生活支援事業等」に改め、同条中「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業変更届」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業変更届」に改める。

第二十条の見出し中「母子家庭居宅介護等事業等」を「母子家庭等日常生活支援事業等」に改め、同条中「第十五条の二（法第十九条の三第四項）」を「第二十一条（法第三

十二条第四項）」に、「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業廃止（休止）届」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業廃止（休止）届」に改める。

第一号様式中「第10条第2項」を「第13条第2項」に改める。

第十六号様式中「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業開始届」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業開始届」に、「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業」に、「第15条（第19条の3第3項）」を「第20条（第33条第3項）」に改める。

第十七号様式中「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業変更届」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業変更届」に、「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業」に改める。

第十八号様式中「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業廃止（休止）届」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業廃止（休止）届」に、「母子家庭（寡婦）居宅介護等事業」を「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業」に、「第15条の2（第19条の3第4項）」を「第21条（第33条第4項）」に、「第15条の4」を「第23条」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第十号

山梨県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県知的障害者福祉法施行規則（昭和六十二年山梨県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知的障害者福祉法施行令」を「及び知的障害者福祉法施行令」に改め、「及び知的障害者福祉法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十六号。以下「省令」といふ。）」を削る。

第二条中「第一条」を「第二条」に改める。

第三条を削る。

第四条中「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第五条とする。

第七条を削る。

第一号様式中「第1款」を「第2款」に改める。

第二号様式を削る。

第三号様式中「第3号様式(第4条関係)」を「第3号様式(第3条関係)」に改め、同様式を第一号様式とす。

第四号様式中「第4号様式(第5条関係)」を「第4号様式(第4条関係)」に改め、同様式を第二号様式とす。

第五号様式中「第5号様式(第6条関係)」を「第5号様式(第5条関係)」に改め、同様式を第四号様式とす。

**附則**

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十一号**

山梨県と畜場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

山梨県と畜場法施行細則(昭和二十八年山梨県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(取引室の設置の基準)

**第四条** 政令第一条第一号の規定により知事が必要と認める場合は、一般と畜場においてせり売りを行う場合とする。

**附則**

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十二号**

山梨県理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県理容師法施行細則の一部を改正する規則

山梨県理容師法施行細則(昭和三十三年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条第五号中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第五号様式」を「第九号様式」に改め、同号を同条第九号とし、「同条第四号中「第五条第一項」を「第六条第一項」

に、「第四号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同条第八号とし、「同条第三号の四中「第三号様式の四」を「第七号様式」に改め、同号を同条第七号とし、「同条第三号の三中「第三号様式の三」を「第六号様式」に改め、同号を同条第六号とし、「同条第三号の二中「第三号様式の二」を「第五号様式」に改め、同号を同条第五号とし、「同条第三号中「第二号様式」を「第四号様式」に改め、同号を同条第四号とし、「同条第二号の二中「第二号様式の二」を「第三号様式」に改め、同号を同条第三号とし、「同条第二号の一中「第二号様式の二」を「第一号様式(第4条関係)」に改め、同号を「第一号様式(第5条関係)」に改め、同様式を第五号様式とす。

第三号様式の二中「第3号様式の2(第5条関係)」を「第3号様式の2(第4条関係)」に改め、同様式を第三号様式とす。

**附則**

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十三号**

山梨県美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県美容師法施行細則の一部を改正する規則

山梨県美容師法施行細則(昭和三十三年山梨県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条第五号中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第五号様式」を「第九号様式」に改め、同号を同条第九号とし、「同条第四号中「第五条第一項」を「第六条第一項」



式」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「第四号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号の四中「第二号様式の四」を「第七号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の三中「第三号様式の三」を「第六号様式」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の二中「第三号様式の二」を「第五号様式」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第二号様式」を「第四号様式」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の二中「第二号様式の二」を「第三号様式」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第四号とする。

第一号様式中「第一号様式（第5条関係）」を「第一号様式（第4条関係）」に改める。  
第二号様式中「第二号様式（第5条関係）」を「第二号様式（第4条関係）」に改める。  
第五号様式中「第五号様式（第5条関係）」を「第五号様式（第4条関係）」とし、「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同様式を第九号様式とする。  
第四号様式中「第四号様式（第5条関係）」を「第四号様式（第4条関係）」とし、「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同様式を第八号様式とする。

第三号様式の三中「第三号様式の3（第5条関係）」を「第三号様式の3（第4条関係）」に改め、同様式を第六号様式とする。  
第二号様式の二中「第三号様式の2（第5条関係）」を「第三号様式の2（第4条関係）」に改め、同様式を第五号様式とする。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式（第4条関係）」に改め、同様式を第四号様式とする。  
第二号様式の二中「第二号様式の2（第5条関係）」を「第二号様式の2（第4条関係）」に改め、同様式を第三号様式とする。

#### 附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

#### 山梨県規則第十四号

山梨県旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

山梨県旅館業法施行細則（昭和三十七年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。  
第四条を次のように改める。

#### 第四条 削除

第六条中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第一号イ中「第四条第一項第四号イ」を「第五条第一項第四号イ」に改め、同号ロ中「第四条第一項第七号ロ」を「第五条第一項第七号ロ」に改め、同条第二号中「第四条第一項第二号イ」を「第五条第一項第二号イ」に改め、同条第三号中「第四条第四号イ」を「第五条第四号イ」に改める。  
第七条を削る。

#### 附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

#### 山梨県規則第十五号

山梨県鳥獣保護員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県鳥獣保護員設置規則の一部を改正する規則

山梨県鳥獣保護員設置規則（昭和三十八年山梨県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥獣保護及び狩猟二開スル法律（大正七年法律第三十二号）第二十条ノ五第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七十八条第一項」に改める。

#### 附則

この規則は、平成十五年四月十六日から施行する。

#### 山梨県規則第十六号

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県環境影響評価条例施行規則（平成十一年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中、「条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条」を、「又は山梨県行政手続条例（平成七年山梨県条例第四十六号）第三十四条」に改め、「行政指導（）」の下に「国又は他の」を加え、同号イを次のように改める。  
イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二

十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域  
第七条第一項第二号口中、「第十条第一項」を、「第五条第一項」に改め、同号卜中、「第八条第一項」を、「第五条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第七条第一項第二号イの改正規定は、同月十六日から施行する。

山梨県規則第十七号

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則（昭和四十八年山梨県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中、「次の各号に」を、「次に」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第六条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号を第十九号とし、同条に次の二号を加える。

二十 山梨県公害防止条例（昭和五十年山梨県条例第十二号）

二十一 山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）

附則

この規則は、平成十五年四月十六日から施行する。

山梨県規則第十八号

山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則  
山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例施行規則（昭和五十年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを削り、第五条を第一条とする。

第六条第一項中、「第八条の二第一項各号」を、「第六条第一項各号」に、「第三号様式」を、「第一号様式」に改め、同条第二項中、「第八条の二第一項各号」を、「第六号第一項各号」に、「第四号様式」を、「第二号様式」に改め、同条を第三号とする。

第一号様式及び第二号様式を削る。

第三号様式中「第3号様式（第6号様式）」を「第3号様式（第3号様式）」に改め、同様式を第一号様式とする。

第四号様式中「第4号様式（第6号様式）」を「第4号様式（第3号様式）」に改め、同様式を第二号様式とする。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第十九号

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

山梨県職業訓練手当支給規則（昭和三十八年山梨県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「第八号の二」を、「第八号の三」に改める。

第二条第一項中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律

第百四十三号）第三条第二項に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して五年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻

関係と同様の事情にある者を含む。）、子又は孫が北朝鮮内にとどまつていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

第一条第三項中、「一」を、「いずれかに」に、「第八号の二」を、「第八号の三」に改める。

第四条第二項第一号中、「四千三百二十円」を、「四千三百十円」に改め、同項第二号中「二千九百四十円」を、「二千九百三十円」に改め、同項第三号及び同条第三項中、「三千五百四十円」を、「三千五百三十円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項及び第三項の改正規定は、

平成十五年四月一日から施行する。

**山梨県規則第二十号**

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立職業能力開発校管理規則（昭和四十七年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一就業支援センターの項中、「パソコン科」を「パソコン活用科」に、「税務・社会保険労務科」を「税務・社会保険労務・簿記科」に、「一月二〇名」を「一月一四〇名」に、「パソコン短期科」を「パソコン事務科」に、「六〇名」を「四〇名」に改める。

**附則**

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**山梨県規則第二十一号**

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第十号を次のように改める。

十里地棚田保全整備事業

**附則**

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**山梨県規則第二十二号**

山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第十二号中「ふるさと水と土ふれあい事業」を「里地棚田保全整備事業」に改める。

第二条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七号中「土地改良総合整備事業」を「経営体育成基盤整備事業」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

**附則**

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**山梨県規則第二十三号**

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県都市公園条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「入場税の納入期限後一日」を「使用日から七日」に改める。

**別表第一中**

フェンシング競技用器具	一式半日	八八〇円	を	フェンシン
ボクシング競技用器具	一式半日	八八〇円		

**グ競技用器具**

一式半日	八八〇円	に改める。
------	------	-------

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第二十四号**

山梨県都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

山梨県都市計画法施行細則（昭和四十六年山梨県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を削る。

第一条に次の一号を加える。

十一 省令第六十条の規定による交付の申請書 開発行為又は建築等に関する証明書  
交付申請書（第十八号様式）

第三条第一項ただし書中「又は省令第六十条に規定する開発行為若しくは建築に関する証明書の交付」を削る。

別表を削る。

第十七号様式の次に次の一様式を加える。

第18号様式 (第2条関係)

開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書

都市計画法施行規則第60条の規定により、開発行為又は建築等 に関する証明書の交付を申請します。  年 月 日  山梨県知事 殿  申請者 住 所 氏名又は名称 及び代表者名 電 話 番 号		手数料欄  収入証紙をはること。 (消印しないこと。)		
建築(建設)敷地の 所在地及び地目				
該 当 条 項		<input type="checkbox"/> 第29条第1項 <input type="checkbox"/> 第29条第2項 <input type="checkbox"/> 第35条の2第1項 <input type="checkbox"/> 第41条第2項 <input type="checkbox"/> 第42条 <input type="checkbox"/> 第43条第1項		
区 域 区 分		<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> その他の都市計画区域 <input type="checkbox"/> 準都市計画区域 <input type="checkbox"/> その他の区域	用途地域	
建築(建設)計画の 概 要	開 発 行 為	有・無	開発区域の面積	m <sup>2</sup>
	用 途		敷 地 面 積	m <sup>2</sup>
	工事の種別	直営・請負	建 築 面 積	m <sup>2</sup>
			延 べ 床 面 積	m <sup>2</sup>
そ の 他 の 事 項				

※ 上記の建築(建設)計画については、都市計画法の規定に適合することを証明します。  
 年 月 日  
 山梨県知事

注 ※印のある欄は、記載しないこと。  
 添付書類  
 1 位置図  
 2 証明申請の審査に当たり、知事が必要と認める書類



**附則**  
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**山梨県規則第二十五号**

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則（昭和五十五年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項及び第二項第五号並びに第三条第一項及び第二項第二号中「第三十一条の第二項第十一号二」を「第三十一条の第二項第十二号二」に、「第六十一条の第三項第十一号二」を「第六十一条の第三項第十二号二」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「第31条の2第2項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二」に、「第62条の3第4項第11号二」を「第62条の3第4項第12号二」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第二十六号**

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則（昭和五十五年山梨県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項及び第八条中「第三十一条の第二項第十号八」を「第三十一条の第二項第十一号八」に、「第六十二条の三第四項第十号八」を「第六十二条の三第四項第十一号八」に改める。

第一号様式から第三号様式までの規定中「第31条の2第2項第10号八」を「第31

1条の2第2項第11号八」に、「第62条の3第4項第10号八」を「第62条の3第4項第11号八」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第二十七号**

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。  
元売りさばき人に対しては、収入証紙の指定売りさばき人以外の者への売りさばき手数料として、当該売渡額の百分の一に相当する金額に百分の百五を乗じて得た金額を交付する。

**附則**

別表第百十八号から第百二十号までを次のように改める。

- 別表第百十八号から第百二十号まで 削除
- 別表第二百七十四号の次に次の三号を加える。
- 二百七十四の二 危険な動物飼養許可申請手数料
- 二百七十四の三 危険な動物飼養変更許可申請手数料
- 二百七十四の四 犬又はねこ引取り手数料
- 別表第三百十八号の次に次の一号を加える。
- 三百十八の二 狩猟者登録変更登録手数料
- 別表第三百五十六号の次に次の一号を加える。
- 三百五十六の二 牛海綿状脳症検査済死亡牛焼却処理手数料
- 別表第三百九十二号の次に次の二号を加える。
- 三百九十二の二 遊漁船業者登録申請手数料
- 三百九十二の三 遊漁船業者登録更新申請手数料

**附則**

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第三百十八号の次に一号を加える改正規定は、同月十六日から施行する。

（適用区分）

（適用区分）



2 この規則による改正後の山梨県収入証紙条例施行規則第十一条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた収入証紙の売りさばきから適用する。

**山梨県規則第二十八号**

山梨県青果物規格条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県青果物規格条例施行規則を廃止する規則

山梨県青果物規格条例施行規則（昭和三十年山梨県規則第三十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番